

[事案 2020-306] 新契約無効請求

・令和3年7月12日 裁定終了

<事案の概要>

契約する意思がなかったことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年7月に、代理店を通じて契約した2件の終身保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 募集人は、詳しい説明を全くすることなく、短時間で勝手に契約手続を完了した。
- (2) 告知書、申込書、意向確認書、振込先口座指定届は、明らかに偽造された書類であり、契約したことにはならない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、保障設計書等を用いて、月額保険料、払込保険料総額、保障内容、解約返戻金額および解約返戻率等について説明している。
- (2) 申込書、告知書、意向確認書等は、申立人本人によって作成されたものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時における事情等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に契約する意思がなかったことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。